

福祉施設の保母が無資格の保母で代用されるという前述のような事態を生じているのである。

その原因は種々考えられるが、先ず第一に保母の処遇が比較的低位にあることであろう。公立の児童福祉施設においては、その地方公共団体の条例等で処遇等についての定めがあるが、私立の児童福祉施設においては、給与規則等も明確にされていないものもあり、公立施設に比し、処遇が低いのが実態である。

第二には、各々の児童福祉施設の保母の仕事の内容が、個々の児童の性格、特性に応じた保育という点にかんがみ、単一かつ画一的に行なえるものでなく、緊張の継続のため、疲労度が大きいということであろう。

第三には、保母の社会的評価の問題である。児童の保育ということは、生命の安全の確保を基礎にして考えられねばならないものであることはいうまでもなく、しかも生みの親でない保母が、数人の児童を個別的又は集団的に保育することは、高度の知識、技能を必要とするにかかわらず、そのような評価が、一般に浸透されていないということであろう。

#### (2) 保母の確保対策の方向

近年、ともかせぎ家庭の増加傾向に伴う保育所の増加および心身障害児対策の充実強化に伴う心身障害児のための施設の増加等、児童福祉施設の増設により、保母の需要は、年々増大しつつあり、この傾向は今後さらに著しくなるものとみられる。

また一方、児童福祉施設の入所児童の処遇の向上と、保母の労働条件の緩和を図るという見地からの保母定数の増加も必要となってくるであろう。

これらを勘案すれば、保母の需要は今後ますます増大するものと思われる。

このような状況に対処するためには、長期的な視野から、質の高い保母を計画的に養成確保することがきわめて重要であるが、当面、次の事項に重点をおき、保母の確保対策を強力に推進すべきである。

- ア 保母の社会的評価をたかめ、処遇の改善を図ること。
- イ 保母の労働条件の緩和を図ること。
- ウ 保母養成所の拡充強化を図ること。
- エ その他保母の確保を容易にするための方途を講ずること。

#### 2 保母の養成と保母養成所のあり方について

保母の資質の向上を図ることは、次代をにう児童

#### 4.14. 中央児童福祉審議会

児童福祉に関する当面の推進策について (45.1.12.)

〔原資料のうち、ここには保母の項だけを収録した。原資料の日次等については、4.7.〕

#### 第4 保母の養成確保対策について

##### 1 保母確保対策の推進について

児童福祉法が制定されて20年を経過した今日、児童福祉施設は、進展する社会の要請に応じて、年々拡充整備されつつあるが、それとともに、施設職員、とりわけその大半を占める保母の確保は、現在の児童福祉事業における重要な課題である。

##### (1) 現状と問題点

児童福祉施設で児童の保育に従事している保母は、昭和43年末現在で、約7万人に達している。しかるに、このうち14%にあたる約1万人が、いわゆる無資格保母で占められている現状である。

一方、保母資格取得者は、昭和24年以来昭和43年末までに、全国で16万7000人あり、昭和41年以降年々の保母資格取得者は、昭和41年1万1000人、42年1万5000人、43年2万人と増加している。

しかしながら、この保母資格取得者がすべて児童福祉施設に就職するとは限らない。そのため、児童

を健全に育成するために必要不可欠のことであるが、他面、それは保母の社会的評価を高め、その就職を促進することを通じ、保母の確保対策上も重要な役割を果たすものと考えられる。

現代の進歩した児童福祉関係諸科学にもとづく知識、技術を修得させ、将来実践の場において、それらを十分に活用しうる高い資質能力を有する保母を計画的に養成することは、この意味において、きわめて重要であり、そのための具体策を早急に検討する必要がある。

#### (1) 現状と問題点

現在児童福祉施設において児童の保育に従事する保母は、児童福祉法施行令第13条の規定により厚生大臣の指定する保母を養成する学校その他の施設(以下「保母養成所」という。)を卒業したものと、保母試験に合格した者が充てられることになっている。

保母養成所は昭和44年4月現在全国で221ヶ所あるが、その64%にあたる142ヶ所が大学又は短期大学で、児童福祉法第35条第5項に基づく施設は30ヶ所に満たず、各都道府県にあまねく普及されていない現状である。

保母養成所については、大学又は短期大学である養成所と、それ以外の養成所との間に、教職員組織および施設設備等の整備水準にかなり格差がある。

これは、ひとつには、保母養成所については、法律上明確にされておらず、児童福祉法施行令第13条において保母資格に関連して、間接的に規定されているにとどまっており、その設置基準も、児童福祉法施行規則第39条の2に簡単な規定があるのみで、具体的に明確に基準が示されていないためと考えられる。

また、現行法令上、児童福祉施設の保母については、すべて同一の取扱いを受けることとなっており、保育所の保母と精神薄弱児施設等の収容施設の保母との間に何ら差別が認められていない。このことは、必ずしも保母の養成にあたって、志望施設の種類の教育課程を設けることを禁ずる趣旨ではないと考えられるが、現実の保母養成所における教科内容は、児童福祉施設の種別に応じた専門科目の選択的履修のための配慮が、必ずしも十分であるとはいえない現状である。

なお、保母試験については、保母の確保の面において相当の効果を挙げていると認められるが、一方、保母試験の内容に、各都道府県間で格差がある

ため、全国的にみると、保母の質的水準にかなりの不均衡が見受けられる。

#### (2) 保母養成所のあり方について

保母養成所は保育所の保育に従事する保母を養成することを目的とする専門職業教育機関である。しかしながら、前にも指摘したように、現在保母養成所に関する基準は明確にされておらず、このため種々の問題を生じているが実情である。

以上のような事情を勘案し、次の事項に留意して保母養成所のあり方を明確にするとともに、その基準を設定する必要がある。

##### ア 保母養成所の性格

保母養成所は、保母を養成することを目的とする高等専門職業教育機関であり、専門的な知識、技術を修得させ、これらを支える豊かな人格識見を養うために必要な、幅広い教養を体得させるに必要な要件を具備すべきである。

##### イ 教職員組織および教員の資格

保母養成所には、充実した教職員組織と、教育効果を期待しうるに十分な資格を有する教員を配置することが極めて重要である。

保母養成所は、所長、教科担当専任教員、非常勤教員および事務執行に必要な職員をもって組織されなければならない。

所長は専任とし、教育職または社会福祉関係の職の経験があり、所長としてふさわしい人格識見を有する者でなければならない。

教科担当専任教員は、学生定員100名につき6名以上とし、その担当は、保母養成教育課程の各領域に対応して、一般教育系1名、福祉系1名、教育、保育系1名、心理系1名、小児保健系1名および、保育内容系1名とする必要がある。

なお、入学定員50名増すごとに、専任教員2名以上加えることが望ましい。

専任教員の資格については、高等教育機関の教員としての資格要件が適当と考えられるので、短期大学設置基準(昭和24年8月30日大学設置審議会決定)等を参考として 学位を有する者 研究業績のある者 教育上、学問上の業績ある教育経験者 学術技能に秀でた者 児童福祉事業に関し特に業績のある者のいずれかに該当する者であって、教育の能力があると認められる者が適当である。

非常勤教員の資格は、専任教員の資格に準ずる

者または、専門科目に関する実務に深い経験を有する者でなければならない。

#### ウ 学生の入学資格

学生の入学資格については、保母養成所の性格にかんがみ、原則として、高等学校を卒業した者とするのが望ましいと考えられるので、児童福祉施設において、2年以上児童の保護に従事した18歳未満の女子にも、入学資格を与えることを定めている現行規定（児童福祉法施行規則第3条の2第2項）については、検討する必要がある。

#### エ 教育課程

保母養成所における教育課程については、保育所保母と、収容施設保母とのコース別養成の問題は、従前より論議のあるところであるが、この問題は、慎重に検討されることが必要と思われる。当面、第1学年或いは第2学年の前半の間において、保育所および収容施設に共通する基本的専門事項にかかわる教科目を履修させ、その後において、保育所および収容施設の独自の要請から発生する専門科目をも選択的に履修させるように、教育課程の編成につき配慮すべきである。

教育課程の改正については、まず第一に従来選択科目の教育原理および教育心理学を必修科目に改めるべきである。

第二に、児童福祉施設の児童処遇が充実されるに伴い、保健婦、看護婦あるいは医師が、児童の保健を担当するようになってきているので保母のこの面における職務を考え、従来小児学をはじめ6科目14単位が必修とされていたがこれを小児保健1など3科目10単位を最低必修とするように配慮すべきである。

第三に、従来の専門科目を総合的に調整するとともに、例えば、乳児や心身障害児の保育に関する専門科目を加える等の配慮をすべきである。

第四に、学生の卒業後の進路に応じ、希望する児童福祉施設において望まれる専門科目をより豊かに履修し、卒業単位をみたしうるよう、配慮すべきである。

以上の点にかんがみ、保母養成に必要な教育課程の試案は、別表1の如くである。

#### オ 施設設備

充実した教育活動を展開するためには、すぐれた教授陣容とともに、整備された施設設備を必要とする。

したがって、保母養成所の指定に当たっては、一定の水準以上の施設設備を有するよう施設設備基準を制定することが必要である。

まず第一に、普通教室のほか、音楽、リズム、図画、工作、栄養、小児保健の実技ならびに実習を行なう特別教室の必置を考慮すべきである。

第二には、学生の自主的な学習のための図書室、課外活動のためのクラブ室を設けることが必要である。

このほか、教授が研究に従事するとともに、学生の個別指導を行なうに必要な研究室も設けることが望ましい。

以上の点を考慮して、その施設設備基準の試案は別表2のとおりである。

#### (3) 保母養成所の指定基準の改訂に伴い関連する事項

ア 学年の修業年限については、現行「修業年限は2年以上であること」とされているが、夜間授業を実施するいわゆる第2部、あるいは第3部（定時制）において、2力年間で必要単位を取得することが困難であると思われるので、これを3年以上とする必要がある。

イ 通信教育によって保母の資格が得られる保母養成所の指定にあたっては、原則として、その母体が、例えば大学等の高等教育機関である等、教授陣容および施設設備が整備され、教育能力が十分であると思料される場合に限り、行なうべきである。

ウ 保母試験については、資質の高い保母の確保という点にかんがみ、保母養成所との関連において、保母試験の内容を高度化するとともに、全国的に均一な水準を保持しうるよう、配慮する必要がある。

なお、将来、保母養成所の増加に伴い、保母試験をめぐる諸問題について検討する必要がある。

エ 新基準の適用に当たっては、既存の保母養成所については、速やかに新基準に適合するよう指導すべきであるが、中には直ちに整備することが困難なものもあると思われるので、経過措置の配慮が望ましい。

一方、施設整備の財源について、例えば国民年金特別融資、社会福祉事業振興会の融資等を受けられる措置等を早急に講ずべきである。

オ 保母の資格問題については、免許制度の採択と

関連して、今後継続的に検討する必要がある。

別表1, 2〔略〕